

委員会の公開に関する規定

西宮市参画と協働の推進に関する条例（一部抜粋）

（附属機関等）

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

西宮市環境影響評価専門委員会運営要領（一部抜粋）

（委員会の公開）

第3条 委員会は原則として公開とする。ただし、会長が公開することが適当でない認められる場合又は、委員会を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、議決により非公開とすることができる。